

第 197 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和 4 年 4 月 13 日 (水) 10:00~12:20
場 所	三宮研修センター605 号室
議 題	(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る 環境影響評価実施計画書に関する審議 (第 2 回)
出席者 24 名	◇審査会委員：10 名 市川委員、岡村委員、川井委員、島田委員、花田委員 平井委員、藤川委員、藤原委員、宮川委員、山下委員
	◇環境局職員：7 名 中村副局長、岡田自然環境担当課長、中西環境保全課長 他 4 名
	◇事業者：7 名 神戸市都市局内陸・臨海計画課 竹本課長 他 6 名
公開・ 非公開	公開

○開会

- 【 議 長 】 ただいまから第 197 回神戸市環境影響評価審査会を開催します。  
本日は (仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る実施計画書に関する審議を予定しております。  
それでは事務局、よろしくお願ひします。
- 【環境保全課長】 本日は、今年度第 1 回目の審査会でございますので、神戸市の組織改正と人事異動について、まずご案内申し上げます。

<神戸市の組織改正と人事異動について説明>

- 【環境保全課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

- 【 議 長 】 それでは、議事に入ります。  
本日の審議では、事業者からの資料説明と質疑応答の後、審査会意見に関する審議を行います。審査会意見に関する審議に当たっては、神戸市情報公開条

例第10条第4号に定める審議・検討等情報として、本審査会運営規程第5条第1項第1号に当たるため、非公開での審議を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、審査会意見の取りまとめを行う際には非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、事業者を入室させてください。

《事業者入室、事務局より事業者を紹介》

【議長】 それでは、事業者から資料4 第196回審査会における委員意見に対する事業者の回答についてのご説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料4 第196回審査会における委員意見に対する事業者回答

について説明》

【議長】 事務局から何か補足説明はございますか。

【環境保全課長】 前回の審査会において、事業者が開催した説明会での質疑内容をアセス図書に記載するようにご意見をいただきました。この件につきまして、事務局から補足させていただきます。

これまでの事例では、説明会の質疑内容はアセス図書に記載されておりません。アセス法や市アセス条例等で規定されているわけではありませんが、事業者の説明会の実施状況を審査会で報告していただき、先生方にご審議いただいております。その報告内容を審査会資料として神戸市のホームページで公開しております。

本事業につきまして、事業者から取扱いの説明をお願いします。

【事業者】 説明会での質疑内容については、この後、資料5でご説明させていただきますが、審査会資料として取りまとめて整理しており、その内容はホームページで公開されます。説明会でいただいた意見も審査会で報告しておりますし、必要な事項は事業計画に反映しておりますので、質疑内容を図書に記載することは考えておりません。

【議長】 ただいまの事業者からの説明及び事務局からの補足説明について、ご意見やご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

【委員】 資料2の10ページに事前配慮書についての市民等の意見の概要があり、市民等からの意見は提出されなかったと記載されています。事前配慮書の縦覧期間中に提出された意見が無かったという意味では間違いではないですが、説明会での質疑で出た意見も市民の意見です。環境影響評価の考え方からすると、こ

の市民の意見もどこかで明示されないといけないと思います。説明会での質疑はホームページを見ないと分からないので、今後の課題として検討していただく必要があると思います。

次に、資料4 8ページに記載されている農閑期・農繁期の水の流れについてです。状況は分かりますが、農繁期ではサラ池と川池から水が流れ出たところに調査地点があつて、これは池の水を区別して測るわけではないですよ。農繁期でも水路からの水の流入があつて、どんな影響を受けるかわからないので、農繁期も緑の地点で測定をするほうが合理的ではないでしょうか。

【事業者】 農繁期と農閑期で水の流れ方が異なります。農繁期と農閑期で同一地点を設定することよりも、一番影響が大きい場所で評価することを優先的に考えました。農繁期では、木見川のうち、事業実施区域に一番近い場所が影響の大きい地点になります。一方で、農閑期につきましては、この場所に水が無く調査できませんので、木見川の中で影響を一番大きく受けると考えられる緑の地点を調査地点に設定しました。

今後の予測評価や事後調査は、それぞれの時期で設定した地点で調査を行えば、事業の影響を把握できると考えております。

【委員】 事業実施場所の直近であるサラ池と川池で調査しますので、この調査結果で直接的な影響は分かります。それを足した水が木見川に流れることになるので、この場所で調査することにこだわる理由が理解できません。また、農閑期・農繁期の両方の時期で調査されるのは理解できるのですが、農繁期であっても水路からの水で何らかの影響を受ける可能性があります。測定結果を評価するときに、サラ池または川池を通ってきた水による影響なのか、水路から来た水による影響なのかを考えないといけない場合があるかもしれません。したがって、通常はコントロールを取れるところはコントロールを取るべきです。

調査地点を増やさずに調査場所を移すことで何か不都合があるようには思えません。

【委員】 この問題について私は根本的に疑問を持っています。表面流出または地下浸透して周辺の河川あるいは池に水が流れますが、事業実施区域の表面を変えると、水の流れる経路が変化します。

私が研究で調査する場合には、この事業実施区域からの浸透水らしきものが出てくる沢等を探して水を採取し、それが事業実施前後で変化するかどうかを調査することが多いです。この土地の状況を詳細に把握してないので、浸透水あるいは表面流出水をうまく取れる場所があるのか分かりませんが、機械的に調査地点を決めているので、これだけで事業実施の影響を見られるのか疑問に思います。

【事業者】 表面流出について、資料2 7ページの土地利用計画をご覧ください。こちらに示しているとおり、防災調整池を設置する計画で、表面流出水は調整池で

受け止め、木見川に放流します。浸透水に関しては、できるだけ緑化に努めていく等により、地下浸透の影響をできるだけ小さくするよう配慮していきます。

【 委 員 】 事業による影響を見るのであれば、表面流出水と浸透水の影響を複合的に見られる良い調査地点を現場で探していただきたいです。木見川の調査地点が良いという根拠が分かりません。例えば、川池、サラ池で水が湧いているような形跡があるとか、この地域の表面流出水を集中的に受けているということであれば、川池、サラ池の水を調査すればよいと思います。つまり、農繁期と農閑期というよりは、何か違う観点で調査地点を設定すべきだと考えているのですが、いかがでしょうか。

【 議 長 】 事業実施区域からの水の流出について、表面流出、地下浸透を適切に把握できる場所はどこなのか。そういう場所を検討あるいは調査するべきではないかという意見として受け止めてください。

それから、農繁期についても緑色の地点で調査することで何か不都合があるのかという質問に対する回答をお願いします。

【 事業者 】 不都合はありませんが、地点を合わせることも、影響が最も大きくなると考えられる場所で調査することを優先して設定しました。

【 委 員 】 予算的に問題なければ、調査地点を増やし、農繁期に緑の地点でも調査できないでしょうか。

【 事業者 】 ご指摘を踏まえて、農繁期においても緑の地点で調査を行う方向で検討させていただきたいと思います。

【 議 長 】 説明会での質疑内容をどう取り扱うについては、この案件だけではなくて、アセス制度の運用に関わる指摘ですので、事務局でもご検討ください。縦覧中に寄せられた意見に関しては言及がある一方、説明会での質疑に関しては言及がないというのはいかなるものかという指摘はそのとおりだと思います。

今回の案件については、取りあえず従来どおりということによろしいでしょうか。ほかにご意見はありますか。

【 委 員 】 水質についてですが、事業実施前でも水質の測定値はゼロではありません。この地域では農業という一つのイベントがあります。そのため、農業をしている時期としていない時期で、もしかしたら木見川の水質が変わるかもしれません。もし水質に影響が大きく出た場合、調査地点が違えば、それが事業の影響なのか、それ以外の影響なのか判断が難しくなります。同じ地点で比べられたほうが事業の影響が大きい小さいかという比較がしやすくなるので、同じ調査地点を設定しておくのは重要だと思います。付け加えの意見ですが、よろしくをお願いします。

【 事業者 】 ご意見ありがとうございます。その趣旨も踏まえて検討させていただきます。

【 委 員 】 木見川に水が流れていますが、木見川に流出する前にため池があります。ここで懸濁物やリン等が沈殿し、水質が変わりますので、ため池の上流にも調査

地点を設定するのが合理的だと思います。つまり、ため池の上流と下流で、農繁期と農閑期で共通する調査地点を設定するのが良いと思います。

【事業者】      ありがとうございます。農繁期において緑の地点で調査を追加すること、川池の手前において調査地点を追加すること、この二つを追加する方向で検討させていただきます。

【委員】      1 ページの意見①に関してです。この意見は土地利用計画がどのように固まっていくのかということと、土地利用計画等が不明確な状況で、どのように予測評価を行うのかを明らかにしてほしいという趣旨です。事業計画等の具体化までの流れは理解できましたが、アセス評価の不確実さについてはよく分からなかったのですが、いかがでしょうか。つまり、本事業では工業団地と流通業務団地の2種類があり、資料2の7ページで土地利用計画を示されていますが、この計画がどの程度確定しているものかわかりません。また、確定していないものを、今後のアセスでどのように評価されるのでしょうか。

【事業者】      事業のエリアを決めて資料4の2ページのような土地利用計画をつくり、どういった業種か、その業者はどこに設置されるのかななどを想定の上、予測評価を行います。おっしゃる通り、不確実性はあると認識しております。したがって、事後調査を行いフォローしていくことを考えております。

【委員】      アセスを遅らせれば事業計画がある程度固まるのでしょうか。また、資料4 2ページでは、ある程度具体性がある土地利用計画が示されましたが、本案件についても、評価書案でこの程度の具体化された事業計画を示していただけると理解してよろしいのでしょうか。

【事業者】      アセス手続きを遅らせれば事業計画が固まるかという質問ですが、アセスの手続が進まないと具体的な企業誘致の公募手続き等を進められず、事業計画を具体的に決めることができません。

実施計画書手続を進めている中で、実施計画書の7ページに記載しているとおり、工業団地と流通業務団地の合計面積を約50haにするところまで事業計画が固まったところ。今後、流通業務団地と工業団地がどれくらいの比率になるのか、どのエリアに配置するのか、幹線道路をどこに作るのかなどの計画を固めます。この段階で時間を掛ければ、具体的に進出する企業が決まるかというところではありません。アセス手続きを終えないと、具体的な企業誘致の公募手続き等が行えません。そのため、評価書案時点ではその段階で固まった計画を基にして、これまでの事例を参考に、製造業の原単位として、建物がどのくらいか、排出量はどのくらいか等の実績を活用して環境評価を行っていきます。予測結果について、桁が違うなどの大きな違いはないと考えておりますが、ご指摘いただいた通り不確実性を含むため、予測精度が低くなる部分もあると思いますので、事後調査の中でフォローアップしていきたいと考えています。

【委員】 資料2の6ページで工業団地・流通業務団地用地は全体面積の約50%で、50ヘクタールと書かれていますが、それぞれがどれぐらいの面積になるかについては検討が進んでいるのではないのでしょうか。今後、事業者に募集をかけることとなりますが、面積比や配置をあらかじめ決めておかないといけません。先ほどのお話は、それが大体決まっているのであれば示していただけないか、という意図だと思うのですが、いかがでしょうか。工業団地と流通業務団地だと環境への影響が大きく違うと思いますので、せめてそのぐらいの情報は示していただきたいということです。

【事業者】 資料2の土地利用計画図には、実施計画書手続段階で把握できていた最新情報をお示しさせていただいております。この場所における需要がどのくらい見込まれるのか、近隣の流通業務団地に進出している企業のニーズ等を踏まえて、工業団地と流通業務団地との比率やエリア分けを決め、評価書案でお示しします。

【委員】 これからどの団地にどれだけ募集するのか等も決まってくると思いますが、団地を作る前に環境影響を減らす努力が必要です。例えば緑化の部分をどのようにしていくか。緑化といっても色々な緑化があります。例えば、周りだけにするのか、真ん中にするのか等がありますが、これは企業を募集する際の仕様に大きく関わってきます。水質に限らず、環境への影響を減らす努力をこれからしていただきたいです。

今の手続時点で指摘するのは早過ぎることは分かっているのですが、このことを念頭に置いていただいて、事業を進めていただきたいと思います。

【議長】 事業者は意見として受け止めてください。

【委員】 前回の審査会で、私も、土地利用やどういう業者が来るかについて意見を述べましたが、アセス手続中に上物を決めることはできないというのはよく分かっています。私はアセスの手続を遅らせるということまでは言ったつもりはなく、どういう土地利用にするのか、その土地で何をすることが分からないので、そういう不確かさを伴った中で適切な予測・評価の仕方を考えていただき、その方法を次の評価書案の段階で示してくださいという、お願いをしました。

【議長】 ありがとうございます。それでは、事業者から資料5についての説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料5 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業  
環境影響評価実施計画書説明会報告書

について説明》

【議長】 ただいまのご説明についてご意見やご質問等ございますか。

【 委 員 】 8ページの説明会資料で、4. 事業実施区域及びその周囲の概況 に防災関係法令による指定状況が書かれています。事業実施区域の一部が砂防指定地及び宅地造成工事規制区域に指定されていますが、この場所は土砂災害とか崖崩れなどが生じやすいということだと思います。だからこそ防災工事をして宅地の造成をするという計画だと思いますが、この事業の前はゴルフ場でした。そのときからこの規制区域がかかっていたのでしょうか。つまり、この事業が行われてもこの規制区域が残るのでしょうか。

もう一つは、資料2の7ページ 土地利用計画図の中で、どの場所がこういう地域に指定されているのか、事業実施区域に対する割合がどの程度なのか教えてください。また、こういう情報は実施計画書に示す必要が無いのでしょうか。

【 事業者 】 ご質問ありがとうございます。説明会資料は、「実施計画書のあらまし」というタイトルの資料でして、実施計画書の内容を分かりやすく簡潔にして示しておりますので、同様の内容を実施計画書にも記載しています。砂防指定地の位置ですが、資料2の173ページに示しております。また、事業実施区域の中に指定されていないのであらましでは記載しておりませんが、防災関係の指定区域として、174ページに土砂災害警戒区域の指定状況なども記載しています。

宅地造成工事規制区域につきましては資料2の175ページで記載しております。事業実施区域の中の大部分を占めるような指定ではなく、ごく一部となっております。

【 委 員 】 分かりました。

【 議長 】 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

【 委 員 】 最初に確認なのですが、2ページから4ページの質疑応答は、項目別にソートされていて、当日出た質問順というわけではないということでしょうか。

【 事業者 】 はい、そうです。

【 委 員 】 2ページの一番最初の質問です。ベスト追求型なので基準値との比較による評価はおかしいのではないかという質問に対する回答について、もう少ししっかり回答を書いたほうが良いのではないのでしょうか。先ほどの事業者説明では、基準をクリアすることは当然で、さらにベストを追求するようなアセスメントを行っていくという説明でしたが、基準値との比較による評価はおかしいというような質問に対して「ご指摘のとおり検討していきたい」と記載されています。確認ですが、基準をクリアするのは当然で、ベストを追求するというのが回答ということでしょうか。

【 事業者 】 神戸市環境影響評価の技術指針や技術指針マニュアルに書かれていますが、神戸市の環境影響評価におきましては、対象事業の実施により環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているかについて評価

し、基準があるものについては、それらとの整合を図られているかどうかを評価する流れとなっています。この流れに沿って回答も行いました。

「ベスト追求型ですよ」とおっしゃったことに対して「その通りです」とお答えしましたので、その内容を文章に起こしておりましたが、何に対して「その通り」と言っているのか分かりにくくなっていました。

【委員】 口頭での説明を聞くと理解できるので、この回答文はもう少し具体的に記載したほうが良いと思います。

【委員】 2ページの交通渋滞に関する質疑についてです。これは本来、我々が口を挟む問題ではないかもしれませんが、4行目のところで、安全上の問題については影響評価の対象となっていないと記載されています。安全には全く配慮していないと書かれると、委員会としてはおかしいと指摘せざるを得ません。恐らく質問の答えとしては、日常生活への支障については、というレベルの話ではないかなと思いますが、意見を言わせていただきます。

【議長】 説明会の際の質問応答を事業者がまとめられたので、実際のやり取りがどうだったかという微妙なニュアンス等が省かれています。こういう形でまとめられると誤解を招くところもあるというご指摘だと思います。今後も説明会の機会がありますので、質疑応答の内容を取りまとめられるときには慎重さ、適切さを十分に考慮していただきたい。そういうご意見だと受け止めていただければと思います。

【委員】 回答済みであることは承知していますが、もう少し親切に答えてもよかったですのではないのでしょうか。現地視察の時に渋滞を経験しましたし、事業実施による交通渋滞は当然予想されると思います。渋滞が起これば大気質の悪化ですとか騒音の問題にもなりますので、今後の計画においては、十分渋滞にも配慮していただきたいと思います。

【事業者】 これも説明不足になっていますが、交通渋滞についてはアセス手続とは別で検討しています。現状の道路に渋滞がある状況や、今回の事業で発生する交通影響の寄与を踏まえて、道路管理者や警察と協議を行った上で、事業実施区域を含む広域なネットワークで対策を検討していきたいと考えています。

【委員】 4ページの生態系に関する質疑応答の内容について質問です。プレーの影響がない時間帯で、つまり早朝や夕方に調査を実施するということですが、ゴルフ場は早朝から夕方までプレーされている気がしますが、ここはどのような営業時間になっているのでしょうか。ナイター営業があるのでしょうか。定休日があれば、その日に調査したほうが良いのではないかと思います。

【事業者】 プレーに影響を及ぼすといけませんので、ゴルフ場と連携し、スケジュールを調整しながら調査を実施してまいります。

【委員】 生物にかなり影響すると思うので参考にお聞きしますが、ナイター設備はあるのでしょうか。



【 事業者 】 ナイター営業はされていません。

【 議長 】 よろしいでしょうか。それでは以上にしたいと思います。事業者の皆さん、ご説明ありがとうございました。

事務局から、今回の実施計画書の手続に関して補足的な説明はございますか。

【環境保全課長】 少し補足説明をさせていただきます。

この度、事業者から提出されました実施計画書につきましては、資料1の4ページに記載していますとおり、市民の皆様方に今年2月17日から4月4日までの間、実施計画書を縦覧し、意見募集を行いました。その結果ですが、特に意見提出がございませんでしたので、ご報告させていただきます。以上です。

【 議長 】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、質疑は以上とさせていただきます。事業者の皆さん、退席いただいて結構です。

また、会議の冒頭で決議したとおり、ここからの審議は非公開とさせていただきます。

#### 《 事業者 退室 》

【 議長 】 審議に先立って、事務局から定足数の確認をお願いします。

【環境保全課長】 これから審査会意見書の取りまとめ審議を行いますので、議決に当たりまして過半数の委員のご出席をいただく必要がございます。現在、委員数16名に対しまして、10名の先生方にご出席いただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

【 議長 】 それでは、事務局から審査会意見書案の説明をお願いします。

#### 《 事務局より、答申書案Ⅰ、Ⅱ 1読み上げ 》

【 議長 】 いかがでしょうか。何かお気づきのところがあれば、よろしくをお願いします。

【 委員 】 「Ⅰ はじめに」で、事業名の後、全体面積約100ヘクタールの団地の建設を行おうとするものとありますが、現状で営業されている西神戸ゴルフ場を廃止することも重要だと思うので、「西神戸ゴルフ場を廃止して」を付け加えたほうが良いと思います。

【 議長 】 ほか、いかがでしょうか。

【 委員 】 2ページの40行目からの内容です。地元住民から求める声が出ていることへの対策ですが、説明の機会を設けることなどではなく、渋滞に関しては道路計画などで対策することや、佛谷洞窟については保全を行わせる内容にできないでしょうか。住民の声に対して丁寧に説明しますと言っているだけでは対策をするようには見えないので、その点が気になりました。実際、交通量は増加す

るでしょうし、佛谷洞窟は保全すると思います。説明さえすれば対策しなくてもよいということにはしたくないです。

【議長】 説明だけでは不十分だという点はそのとおりだと思いますが、アセス手続きの意見書で述べる内容でしょうか。

【委員】 佛谷洞窟は事業実施区域外なので、環境影響評価の対象にはならないのではないのでしょうか。

【委員】 周辺の環境を変えれば、宗教地としての価値が低下したりということはあると思います。前が工業団地になって、いきなり洞窟が始まると環境が悪くなるという意見はあると思いますから、影響がないとは言えないと思います。

【委員】 そうであれば、文化環境という環境要素の中でその影響を調査・予測しなさいという意見になるか、あるいは、対象事業実施区域外なので言えることは限られるけれど、それについては別途説明させるという意見にするのか、判断に悩むところだと思います。

【議長】 審査会としてどこまで言えるのかが気になっていますので、ここは事務局と検討します。

【委員】 36行目の産業団地の入居事業者については事業計画の熟度が低くというのは、少し言葉を省略していると思うので、「入居事業者は現時点で未定であるため、事業計画の熟度が低く」という形になると思います。

【委員】 入居事業者の計画熟度が低いだけなのでしょう。それとも、その手前の事業計画あるいは土地利用計画が未成熟ということでしょうか。土地利用計画も未成熟とすれば、「産業団地の入居事業者については」という部分は不要ではないのでしょうか。また、事業計画の熟度が低くなると予想されるとありますが、「事業計画の熟度が低いので」、あるいは「土地利用計画の熟度が低いので」として、それに伴って予測結果の不確実性についても評価、あるいは、不確実性を考慮した評価を行う必要があるという言い方がいいのではないのでしょうか。

いかがでしょうか。

【委員】 この文章は私がコメントしたところです。土地利用計画だけでは環境影響評価ができなくて、例えば、工業団地の中でもどういう事業者が来るかによって、排ガスを多く出すとか、騒音とか振動を伴うなどが変わってくるので、産業団地の入居事業者は必要だと考え、追加しました。産業団地の入居事業者については、評価書案の段階に進んでも決まらないことが予想されるので、そういう意味で予想されるという言葉を入れました。

土地利用計画の熟度が低いことも書くとしたら、「産業団地の入居事業者」の前に「土地利用計画及び」のように、両方書くといいと思います。

【議長】 評価書案の段階という先のことを考えているから「予想される」という記載ということでしょうか。

- 【委員】 こういう土地開発に関しては評価書案の段階でも、事業計画が確定していないことは当然起こることなので、予想されると書いてもいいと思います。
- 【議長】 その場合、予測結果の不確実性についても評価を行うという、不確実性があるということ踏まえた評価をしるということですか。
- 【委員】 そういうことです。
- 【議長】 不確実性についても評価を行うというのは意味がわかりにくいと感じましたが、いかがでしょうか。
- 【委員】 「不確実性を踏まえた」のほうがいいです。「不確実性についても」だと、不確実性評価として不確実性だけをいろいろシミュレーションするみたいに聞こえるので、「踏まえた評価」としたほうがいいのではないのでしょうか。
- 【委員】 不確実性の評価となると変動幅まで出さないといけません。
- 【委員】 それでよいと思います。
- 【議長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。またお気づきのときは、その都度ご発言いただくということで、続いて2の個別的事項の説明をお願いします。
- 【事務局】 2、個別的事項の(1)(2)(3)まで読み上げさせていただきます。なお、(2)の水質につきましては、本日の審査会におきましてご意見等いただきましたので、そちらの内容も踏まえて、お手元の資料から少し修正、追加をしました。読み上げさせていただきます。

《事務局より 答申書案Ⅱ 2(1)、(2)、(3)読み上げ》

- 【委員】 水質の調査地点として、「川池とサラ池の合流点で」となっていますが、現状で川池、サラ池も調査地点に入っているの、「川池、サラ池及びその合流地点」のように記載したほうが良いと思います。池の合流点というのも変ですが。
- 【議長】 合流点というか、下流でしょうか。
- 【委員】 下流というと全部下流なので、合流点だと思います。
- 【委員】 流出後の合流点とかにしたらいいのではないのでしょうか。
- 【委員】 長いけど仕方ないですね。
- 【議長】 ほか、いかがでしょうか。
- 【委員】 水質の64行目についてです。地下水や河川の水量に変化が生じると水量と水質の両方が変わってきますので、「水量」の後に「や水質」というのを入れていただきたいです。
- 【議長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 【委員】 水質の④の記載だと、農繁期と農閑期で全部同じ地点にさせるように見えます。農繁期と農閑期で同じ地点をするのは多分下流のところだけだと思います。

同じ時点で調査を行うことが望ましいと書くと、同じ地点で調査されない場合もあるので、書き方が難しいですね。

【議長】 むしろ追加するというニュアンスだったので、「も」を入れて「同じ地点でも」としましょう。

【委員】 それでいいと思います。

【議長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続けてお願いします。

《事務局より、答申書案Ⅱ 2（3）、（4）、（5）読み上げ》

【議長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】 植物の②の79行目で、「地域の種」とあります。「種」は「個体」にされたほうがいいと思います。「種」だと「たね」とも「しゅ」とも読めてしまいます。同種だけれど、別地域の個体という意味でつかわれていると思いますので「個体」としたほうが良いと思います。

次に動物の項目ですが、少し細かすぎるのと唐突な感じがしました。この指摘は、実施計画書の生息確認された動物リストを見て、希少種のうち、通常の調査では把握できないので、チェックしておいたほうが良いと思って挙げさせてもらったものです。したがって、①の記載の前に、補足調査の必要性の説明を入れたいと思っています。例えば、「実施予定の調査法のみでは、以下の希少種の生息の把握は困難であるので、追加で調査を行うことが望ましい」としてはいかがでしょうか。

【議長】 ①から④の文章とうまく整合するでしょうか。

【委員】 ②は変な感じがします。

【議長】 その辺りはまた全体を通して考えましょう。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 地球温暖化の100行目のところですが、マイナス面の影響だけでなくプラス面も入れてほしいと記載すると、マイナス面の評価がすごく軽くなってしまふような印象がしました。マイナス面の評価をきっちり評価したうえで、プラス面も含めて総合的に判断してくださいという書き方、例えば、「二酸化炭素吸収量の減少を適切に算定するとともに、持続可能なスマート産業団地の効果も踏まえて総合的に評価することが望ましい」という方が良いのではないのでしょうか。

また、気になったのが、「スマート産業団地」となっていますが、その前の「持続可能な」というところも含めて括弧の中に入れたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。事業者の資料でこのように記載されていると思うのですが、この記載だと審査会が「持続可能な」という言葉を使い始めているように見えてしまう気がします。

- 【事務局】 文言につきましては、事業者の資料に基づく表記をしております。
- 【議長】 事業者がこの持続可能ということを言っているのでしょうか。
- 【事務局】 事業者の資料によりますと、括弧がついているのはスマート産業団地というところのみでございまして、持続可能なというところにつきましては、括弧という形ではございませんで、その記載に合わせています。
- 【委員】 「持続可能な」は入れないほうが良いような気がします。我々が言っていることではないですし、スマートという意味が、そもそも持続可能ということを踏まえていると思います。
- 【委員】 現在では、「スマート」という言葉が持続可能をイメージしてよく使われるので、なくてもいいと思います。
- 【議長】 では、「持続可能な」の文言は取りましょう。
- 【委員】 地球温暖化の100行目のところですが、よい面も評価してくださいということを書いてほしいです。アセスだからといってネガティブな評価だけじゃなくて、プラスの評価もするように今後は考えていったらどうですかという、そういう趣旨で私は発言していました。
- 【委員】 プラスの効果というのはスマート産業団地の効果に含まれていると考えています。また、「総合的に判断し」という部分で悪いものも良いものもという意味で取れないでしょうか。
- 【委員】 私としては、よい面の評価もしてほしいというところを強調したかったのです。
- 【副局長】 事務局から少し発言させていただいてよろしいでしょうか。  
スマート産業団地といいますのは、もともと再生可能エネルギーを100パーセント導入するとかCO<sub>2</sub>を排出しない産業団地にする、いわゆるRE100を目指すものでございます。その意味でいきますと、いわゆる「再生可能エネルギーの積極的導入を行うスマート団地の実現を踏まえ」、という表現を入れればプラスの評価という面も出てくるのではないかと思います。
- 【議長】 「適切に算定した上で」の後に、「再生可能エネルギーを積極的に導入する」を入れるということではいかがでしょうか。そうすると、ちょっとプラスの要素が分かりますでしょうか。全体を通して何かございますか。
- 【委員】 細かいことですが、動物の①の前に記載した補足説明分ですが、少し文章としておかしい部分がありました。「以下の希少種」となっているところを「以下の希少種や生物群」としてもらえると、②もおかしくなくなると思います。
- 【議長】 よろしいでしょうか。全体を通して何かございますか。  
それでは、修正箇所をざっと事務局からお願いします。

《事務局より、修正点の説明》

- 【 議 長 】 よろしいでしょうか。
- 【 委 員 】 全般的事項の（１）事業計画について で熟度が低くなるという主語についてです。土地利用計画と入居事業者についての事業計画が主語になっています。入居事業者が事業計画の熟度が低くなるのは間違いのないところだと思いますが、土地利用計画の熟度が低くなるとここで言えるのでしょうか。
- 【 委 員 】 そうですね。土地利用計画は評価書案で示されますよね。
- 【 委 員 】 土地利用及び入居事業者については、事業計画の熟度が低くなるというニュアンスだと思っていたのですが。
- 【 委 員 】 土地利用計画については、評価者案の段階で、資料４の２ページにある土地利用計画くらいのもが出てくるという説明でしたので、熟度が低くなるのは上物についてだけだと思います。
- 【 委 員 】 この程度の土地利用計画でいいのでしょうか。
- 【 委 員 】 産業団地の入居事業者については、排ガスや騒音、振動などに関して、どういう施設が設置されるかなど、予測の前提となる条件の熟度が低いと言わざるを得ないと思いますが、一方で、土地利用計画については、このレベルの計画が出てくれば、環境影響評価を行う上で、それほど熟度が低いとはいえないのではないのでしょうか。
- 【 議 長 】 では、土地利用計画の熟度が低いという意見は削除しましょう。
- 1 全般的事項 （２）の部分ですが、丁寧な説明や積極的な情報共有とありますが、何に関する情報なのかが分かりません。審査会意見として、どういうことを言いたいのかということとも絡むので、関係する委員のご意見も踏まえて、私と事務局で再度検討させてください。それ以外のところはこれで確定させたいと思います。文言等、細かな字句の修正等は私と事務局へお任せいただければと思います。
- では、少し時間を過ぎてしまいましたが、本日は、以上にしたいと思います。事務局から今後の予定について説明をお願いします。
- 【環境保全課長】 今回ご議論いただきました審査会意見書につきましては、会長のご確認をいただいた後、神戸市に対してご提出いただく予定としております。その後、作成期限である５月１５日までに市長意見書を作成し、事業者に交付します。
- 【 議 長 】 本日は以上です。ありがとうございました。